平成２６年（フ）第４９１号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目38番19―401号、従前の住所仙台市青葉区台原５丁目13番34号
債務者　高橋いく子（旧姓岩渕）
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５８３号
神戸市東灘区田中町５丁目１番12―1003号
債務者　土橋みつ子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７０号
神戸市兵庫区楠谷町12番２号
債務者　川中　　亘
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７２号
兵庫県西宮市今津巽町３番２―106号
債務者　寺前　美鈴
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０３号
北海道小樽市花園３丁目４番510号　栄愛ビル401、前住所北海道小樽市花園２丁目12番403号　クレアヒルズ小樽公園
債務者　松浦　和治
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１５４号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目25番７号　横山アパート２Ｆ
債務者　高山はる江
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１６２号
富山市下赤江町２丁目２番３―304号　市営住宅下赤江団地３棟
債務者　栃谷　大樹
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８９号
金沢市玉鉾４丁目83番地３
債務者　松山　雅美
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２９２号
金沢市御所町寅74番地３
債務者　井上　一治
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３０２号
金沢市彦三町２丁目５番17号　メゾン・ド・レスポワール彦三405号室
債務者　中野俊一郎
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１０２号
鳥取県鳥取市服部260番地
債務者　大西　恵子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１０号
鳥取県八頭郡八頭町稲荷184番地５　トータスガーデンハイツ103号、旧住所愛知県安城市今本町７丁目５番地１　アルカディアＢ―105
債務者　山根麻伊奈
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４６号
山口県下関市今浦町８番25号　グレイスハイツ今浦507号、住民票上の住所山口県長門市西深川3938番地
債務者　Ｋ’ｓきっちんこと　上手　一行
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
山口県下関市東大和町１丁目３番１―814号　エバーライフグランポート下関駅南壱番館
債務者　松川　福美
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
愛媛県今治市高地町１丁目甲1735番地３、前住所愛媛県今治市喜田村７丁目４番36号
債務者　矢野　利仁
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第５３号
愛媛県今治市高地町１丁目甲1735番地３、前住所愛媛県今治市喜田村７丁目４番36号
債務者　矢野　政子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第３２号
愛媛県宇和島市坂下津乙28番地７
債務者　濱田　朝之
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部